

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 6月17日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

(1) 6月19日（金）午後10時まで以下の地域に対し発令されていた義務的自宅待機措置を7日間延長し、26日（金）午後10時までとする。

（対象地域：首都圏州サンティアゴ市(Provincia)全32地区及び首都圏州11区（サンティアゴ市に近接するサン・ベルナルド区、ブイン区、プエンテ・アルト区、パドレ・ウルタド区、ランパ区、コリナ区、ペニャフロール区、メリピージャ区中心部、クラカビ区中心部、ティルティル区中心部、サン・ホセ・デ・マイポ区中心部）、アントファガスタ州カラマ市、タラパカ州イキケ市、アルト・オスピシオ市、ポソ・アルモンテ市中心部、バルパライソ州バルパライソ市、ビーニャ・デル・マル市、サン・アントニオ市）

(2) 6月19日（金）午後10時より、バルパライソ州ロス・アンデス市、サン・フェリペ市、オイギンス州ランカグア市、マチャリ市、マウレ州クリコ市中心部に対し、7日間の義務的自宅待機措置を発令する。

(3) 現在週5回まで申請可能である義務的自宅待機措置下における一時外出許可証は、6月22日（月）より、その理由を問わず各RUT保持者につき最大で週2回までとなる。

2 6月17日時点で、チリ国内では220,628名（死亡者3,615名）の新型コロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおける新型コロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（新型コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・ 当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html